

看護師へのステップ 私たちが応援します



私の夢聞いてくれる・・・看護師になりたい その夢私たちに手伝わせてください

いつの時代も どんな不況でも、絶対に必要とされ
感謝され、働き甲斐のある はやりすたりのない 一生の資格
看護師

当会では、家族に負担をかけずに、看護資格を目指す学生さんをサポートしております

- 1:医療法人 成春会 看護師養成修学資金貸与規則(これから准・看護師へ)
- 2:養成看護師通信過程修学資金制度(准看護師からのステップ)

医療法人 成春会

〒274-0063 千葉県船橋市習志野台2-71-10

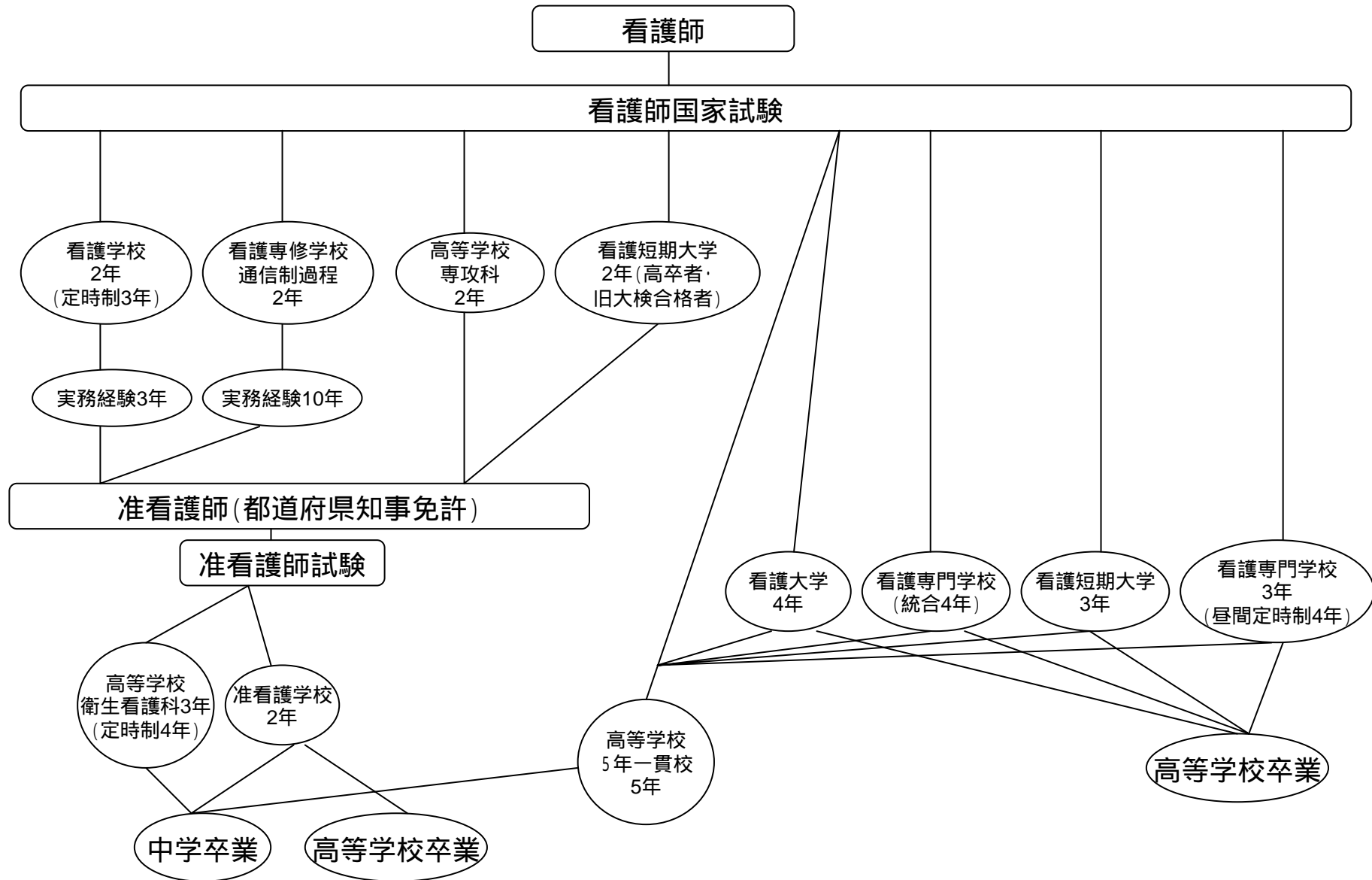
電話 047-462-2112 FAX 047-463-4739



問合せ携帯用

URL <http://www.hanawa.or.jp> E-mail jo@hanawa.or.jp
北習志野花輪病院・花輪クリニック・花輪病院附属駅前クリニック

看護師准看護師になるには(資格取得に必要な勉学)



千葉県 健康福祉部 医療整備課 私ナースになります!! 千葉県内看護学校一覧

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_iryu/kangoyousei/top.html

医療法人 成春会 看護師養成修学資金貸与規則

（目的）

第一条 この規則は 国家等資格者職員として勤務又は勤務しようとする者に対し、修学に必要な賃金（以下修学資金という）を貸与し、もって不足職種職員の充足に資することを目的とする。

（貸与の対象）

第二条 修学資金の貸与を受けるもの（以下貸費生という）は卒業後引き続き、返還免除受け得る就業期間（修学資金貸与期間）と同一期間、当成春会の運営する医療機関に勤務する意志を有するものとする。

（貸与申請手続き）

第三条 貸費生を希望するものは、別紙様式の申請書を保証人連帯の上 院長宛提出しなければならない。

（貸与決定）

第四条 前条の申請があった時は、院長は事務長・総師長等申請者管理者と協議の上理事長宛提出しなければならない。

（貸与金額）

第五条 修学資金の支給対象は入学金、教科書代金、奨学金、授業料他 別紙 1、2 に定める。尚、奨学金月額は 30,000 円（入寮等の場合は 50,000 円）とする。入学金その他修学関連資金限度額を撤廃する（但し、旅行積立金は除く）。定時制コースに進学する当院就業貸与生について、3 年生の実習期間中などにおける、諸費用の為、月 5 万円以内 10 ヶ月までを限度に別途貸付金を行う。但し、当貸付金は第十二条の返還免除とはしない。

（貸与期間）

第六条 修学資金は貸与決定通知において定められる月から、正規修学期間が終了するまでの月まで、月毎に本人に貸与するものとする。

(貸与の廃止等)

第七条 貸費生が次の各号に該当するときは、貸与を廃止する。

- 1 退学したとき
- 2 貸与を辞退したとき
- 3 修学の見込がなくなると認められたとき
- 4 死亡したとき

第八条 貸費生が休学し、又は停学の処分を受け、若しくは、1ヵ月以上引き続き欠席したとき、当該事由の生じた日の属する月の翌日分から、当該事由の止んだ日の属する月の分まで貸与しない。

(返還)

第九条 貸与を受けた修学資金は、次の各号の一に該当する事由があるときは直ちに返還するものとする。但し、やむを得ない事由があるときは、月賦又は半年賦による事が出来る。この場合は修学資金返済契約書を提出しなければならない。

- 1 第七条1号から第4号までに該当したとき
- 2 養成所を卒業した日から1年以内に免許を取得しなかった場合
- 3 養成所を卒業したときから1年以内に当該国家資格の免許を取得した後直ちに当該医療機関に従事しなかったとき
- 4 貸費生が第二条に定める期間当該医療機関に勤務しないとき

(返還の猶予)

第十条 貸費生が次の各号の一に該当するに至ったときは、該当各号に掲げる自由が持続する期間 修学資金の返還を猶予することが出来る。

- 1 第八条の規定により修学資金貸与の決定を取り消された後も、引き続き当該養成所に在学しているとき
- 2 災害その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(返還の猶予の申請)

第十一条 第十条の規定により修学資金の返還猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記様式)を理事長に提出をしなければならない。

(返還の免除)

第十二条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、返還の債務の免除を受けることが出来る。

- 1 養成所を卒業した後、当該医療機関において、二条に規定の期間（やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く）業務に従事したとき
- 2 前号に規定する、業務期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の障害の為業務を継続することが出来なかったとき

第十三条 貸与生が前号以外の事由により業務を継続することが出来なくなった時は、原則として当該医療期間に従事した期間を返済免除とする。但し、入学金、教科書、雑費、通学交通費については業務年限終了をもって、返済免除とする。

(別表 1、2 参照)

当会医療機関業務従事期間

返還免除計算式 貸与修学資金 B × 修学資金貸与期間

(返還免除の申請)

第十四条 修学資金の返済免除を受けようとする者は、修学資金返済免除申請書（別記様式）を提出しなければならない。

申請監督管理者

院長

理事長

修学資金貸付申請書

平成 年 月 日

医療法人 成春会理事長

様-

申請者 _____ 印

連帯保証人 _____ 印

修学資金の貸付けを受けたいので、修学貸付金貸与規則確認了承の
うえ、連帯保証人の同意を得て、申請します。

申請者 氏名 _____ 生年月日 年 月 日

現住所 _____ 電話 - _____

本籍地 _____

養成所名称 _____

住 所 _____ 電話 - _____

連帯保証人氏名 _____ 生年月日 年 月 日

現住所 _____ 電話 - _____

申請者との続柄 _____

修学資金支給対象と返済義務区分表

氏名 _____ 昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日生

(学 校 名) _____

(業 務 年 限) _____

A:義務年数限終了をもって返済義務免除 C:無関係に返済免除

B:就業年限に応じ返済義務が漸減する

		入学時	下期分	上期	下期	計
A	入学金					
	教科書					
	雑費					
B	授業料					
	光熱費					
	奨学金					
C	寮費					
	交通費					
	月額給与					
計						

		入学時	下期分	上期	下期	計
A	入学金					
	教科書					
	雑費					
B	授業料					
	光熱費					
	奨学金					
C	寮費					
	交通費					
	月額給与					
計						

誓約書 A

医療法人 成春会

理事長

殿

私は この度 貴病院の勤労学生として就業しましたので、関係規則を堅く守り 上司の指示に従い 学生の本分 をわきまえ 学業に精励致します。

平成 年 月 日

本籍

現住所

筆頭者との続柄

電話

-

氏名

印

生年月日

年

月

日生

上記の者に契約事項を堅く守らせると共に 本人の一身上に関する一切の事項は 保証人が引き受けます。

平成 年 月 日

本籍

現住所

職業

氏名

印

生年月日

年

月

日生

本人との関係

誓約書 B

医療法人 成春会

理事長

殿

私はこの度貴法人の修学生として
進学に 当たり下記の事項を堅く守る事を誓約致します。

記

1. 修学資金貸与規則による卒業後の勤務年限年については、進学過程終了後実施致します。
2. 進学過程在学中は、成春会の病院において病院の指示に従って業務を行います。
3. 成春会の職員に準じ就業規則を守り、学業に励み、ご迷惑をかけぬよう努力致します。

平成 年 月 日

現住所 _____

氏名 _____ 印

上記の者に契約事項を堅く守らせると共に 本人の一身上に関する一切の事項は 保証人が引き受けます。

平成 年 月 日

現住所 _____

職業 _____

氏名 _____ 印

本人との関係 _____ 電話 _____

修学資金返還猶予・免除申請書

平成 年 月 日

医療法人 成春会

様

借受者 氏名 印
住所
電話

連帯保証人 氏名 印
住所
電話

修学資金の貸付を受けましたが、次の理由により修学資金の返還を
(猶予・免除)くださるよう申請致します。

1 理由

2 貸付を受けた金額

3 業務従事期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月まで

4 勤務先

施設長の証明

印

養成看護師通信過程修学資金制度（22年度改定）

10年以上の経験をもつ准看護師が看護師になるための教育として、16年度から開始された看護師学校養成所2年課程（通信制）の整備が充実してきております。

当会では平成18年度より職員の看護師資格取得を応援する制度として、修学資金制度を制定し応援しております。看護師確保対策として、通信過程合格を前提とした准看護師の応募者の方にも修学制度を拡大しております。さらに、20年度より通信過程学生に必要な放送大学の入学金・授業料も含むことと致しております。

一年度の定員枠は3名程度と致しました。働きながらキャリアアップを目指す意欲ある准看護師の方の応募をお待ちしております。

* 職員用

1：資格者養成修学資金貸付規則に準拠する。

通信過程という特殊事情により、当会勤務ないし勤務可能准看護師で原則50歳以下（55歳未満相談）当会職員は55歳以下を対象とする。

2：補助対象 既存規則要綱に基づく。

入学金、教科書、授業料、通信料

このため、指定服装、実習等の交通費は不支給。放送大学の入学金・授業料も支給とする。

看護学校入学金は上限なしも放送大学は有（上限超について貸付金制度有）

3：資格取得後、看護師資格手当は支給。本給については取得時の給与表及び当会職員状況を勘案して個別評価する。

新規応募者用

定員枠（当初年度3名程度）を設定し、通信過程で看護師を目指す准看護師の募集を行う。（奨学金制度適応・前職給与月額・賞与状況を源泉徴収票提出により検討し、給与表でなく、当会准看護師給与と比較検討し提示する特例対応可）

1：資格者養成修学資金貸付規則に準拠する。

通信過程という特殊事情もあるが、合格ないし受験資格ある准看護師で、原則50歳以下（55歳未満相談）の職員応募者を対象とする。

養成学生条件及び業務年限表

	高等課程<特例のみ>	高等課程 + 進学コース				他院(当院) + 進学課程		准看護師10年以上	レギュラーコース	委託学生
	貸費生	全日制進学コース	定時制進学コース	全日制進学コース	定時制進学コース	通信過程	高卒後3年	当会勤務後5年		
高等課程	1 2	1 2	1 2		*全日でもパート修業可		*就業後3年以上	1 2 3		
進学課程	時給貸費生原則	1 2	1 2 3	1 2	1 2 3	1 2			1 2	
高等課程給付	入学金	支給()	当院の高等課程卒業生 貸費生・特賃生どちらでも可							
	教科書他	支給()								
	雑費	支給()								
	授業料等	支給(2年)								
	奨学金	支給(30,000 × 24)								
	入寮の場合	支給(50,000 × 24)								
	寮費	月額家賃(@ × 50%)								
	交通費	病院 ~ 学校 支給								
月額給与	ヘルパ-給与表に基づく時給									
進学課程給付	入学金	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	支給	
	教科書他	支給()	支給()	支給()	支給()	支給()	支給()	支給()	支給()	
	雑費	支給()	支給()	支給()	支給()	支給()				
	授業料等	支給(2年)	支給(3年)	支給(2年)	支給(3年)	支給(年)	支給(3年)	支給		
	奨学金	支給(30,000 × 24)	支給(30,000 × 36)	支給(30,000 × 24)	支給(30,000 × 36)		支給(30,000 × 36)			
	入寮の場合		支給(50,000 × 24)		支給(50,000 × 24)					
	寮費	*奨学金を希望しない学生はヘルパ-パートとして対処する 不可原則	月額家賃(@ × 50%)	不可原則	月額家賃(@ × 50%)	月額家賃(@ × 50%)		現状で入室していれば可		
		入寮者月額奨学金加算有	50000円まで	同左	同左		同左	同左		
	交通費	原則不支給	病院 ~ 学校 支給	原則不支給	病院 ~ 学校 支給	不支給	原則不支給	原則不支給		
	月額給与	バイト時給	バイト時給	バイト時給	バイト時給	従前給与形態	バイト時給	バイト時給		
	施設協力金					放送大学費用支給		不支給		
別途貸付金		~5万/月 10ヶ月まで		~5万/月 10ヶ月まで	左記参考状況に応じ					
業務年限	卒後即2年	卒後・進学後4年	5年	2年	3年	2年 × 2 = 4年	3年	2年		

*業務年限 = 奨学金貸与年限 4年ならば4年

*奨学金、授業料等は、就業年数に応じて返済義務金額を漸減する 但し入学金、教科書代金等は義務年限終了をもって返済義務免除とする。

*業務年限 = 看護師正職員による。日勤常勤、フルタイムパートについては退職金規定に応じ、1/2 1/3 を換算。パートは4時間以上のみ1/3の更に50%